

入 札 説 明 書

令和 8 年度 市単独事業 市道西原北二条線舗装工事(以下「本工事」という。)に係る入札(以下「本入札」という。)は、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 総合評価落札方式の適用

本入札は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により執行する。

2 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- ア 落札者となるべき者により、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合
- イ 落札者となるべき者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である者の評価値については、次の算式により算出する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

なお、評価値の計算においては、入札価格の単位は百万円とし、評価値は、小数第 4 位まで有効(5 位切り捨て)とする。

※標準点：入札価格の範囲内において仕様書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合は 100 点の標準点を与える。

※加算点：次の算式により算出した値とする。なお、加算点は最大 10 点とする。

$$\text{加算点} = (A \div B) \times \text{加算点の最大値}(10 \text{ 点})$$

A：入札参加者の「(3) 評価項目等」に基づき加算した得点の合計

B：評価項目毎に定められた最大得点の合計(40 点)

なお、加算点は小数第 1 位まで有効(2 位四捨五入)とする。

イ 同評価値の取扱い

評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、抽選にて落札者を決定する。

(3) 評価項目等

ア 企業

評価項目		評価基準	配点	得点
施工実績	令和3年度以降に竣工した工事の請負契約実績(様式2)※1	1件 1,000万円以上の舗装工事の請負契約実績あり	5.0	／5.0
		1件 500万円以上の舗装工事の請負契約実績あり	3.0	
		上記以外	0.0	
工事成績	令和5年度から令和7年度までに竣工した阿波市における3年間の平均工事成績評定点(舗装工事)※2、※3	80.0点以上	20.0	／20.0
		77.5点以上 80.0点未満	17.5	
		75.0点以上 77.5点未満	15.0	
		72.5点以上 75.0点未満	12.5	
		70.0点以上 72.5点未満	10.0	
		67.5点以上 70.0点未満	7.5	
		65.0点以上 67.5点未満	5.0	
		65.0点未満	0.0	
	表彰日が令和5年度以降の建設工事の優良工事表彰(様式3)※4	国、徳島県又は阿波市の舗装工事の表彰実績あり	2.0	／2.0
		国、徳島県又は阿波市の表彰実績あり(舗装工事以外)	1.0	
		上記以外	0.0	

※1: 国、徳島県又は徳島県内の市町村が発注し、単体で受注した元請工事で、指名通知日までに引渡し完了している請負実績である。

※2: 工事実績がない入札参加者についての工事成績評定点は 65.0 点とする。

※3: 平均工事成績評定点は、小数第1位まで有効(2位四捨五入)とする。

※4: 優良工事表彰の実績がある場合は、入札参加申請書等の提出時に、優良工事表彰が証明できる書類の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者

評価項目		評価基準	配点	得点
配置予定技術者の保有する資格等(様式4)※1		別紙1 主任(監理)技術者になりうる資格等で監理技術者に該当する場合	5.0	／5.0
		別紙1 主任(監理)技術者になりうる資格等で主任技術者に該当する場合	3.0	
		上記以外	0.0	
令和3年度以降に竣工した工事における主任(監理)技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての施工経験(様式4)※2		1件 1,000万円以上の舗装工事の施工経験あり	5.0	／5.0
		1件 500万円以上の舗装工事の施工経験あり	3.0	
		上記以外	0.0	

※1:配置予定技術者は1人とする。様式4に記載した配置予定技術者の変更は、原則として認めない。配置できなくなった場合は、「現場代理人、主任技術者等の適正な配置について」に基づいた取扱いとなる。

※2:施工経験とは、以下の3要件を満たした施工経験とする。

- ① 対象は、国、徳島県又は徳島県内の市町村が発注した工事であること。
- ② ①の工事において、元請で単体受注した工事における主任(監理)技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての施工経験があること。
- ③ 指名通知日までに引渡し完了していること。

ウ 地域精進度

評価項目	評価基準	配点	得点
地域精進度(様式4)	配置予定技術者が阿波市内の住所を有している	3.0	／3.0
	上記以外	0.0	

(4) 説明会

入札参加申請書等の作成に関する説明会は開催しない。

3 低入札価格調査制度の適用

本入札は、阿波市低入札価格調査制度事務取扱要領に基づいた低入札価格調査制度を適用する。

(1) 基準価格の設定

本入札は、調査基準価格及び失格基準価格を設定し、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査のため開札を保留とし、徳島県電子入札システム等により通知する。また、入札価格が失格基準価格を下回った場合は、調査を行うことなく失格とする。

(2) 調査の実施

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、本工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがないか確認するため、落札候補者は調査に協力しなければならない。

また、評価値が最も高い者であったとしても、調査内容の審査結果によっては、必ずしも落札者になるとは限らない。

(3) 調査の辞退

入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に調査辞退届(様式5)を提出することで、開札の結果、自らの入札価格が調査基準価格を下回っていた場合に調査を辞退することができる。ただし、この場合は失格として扱う。

なお、当該調査辞退届の提出がなく、落札候補者が調査を辞退した場合は、入札参加資格の停止措置の対象となることがある。

(4) 調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定

ア 契約の保証

阿波市公共工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

イ 技術者の配置

約款第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるもので、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、本工事現場に専任で配置しなければならない。

ウ 前金払

約款第 35 条第 1 項に定める前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

エ 契約が解除された場合等の違約金

約款第 51 条第 2 項に定める違約金の額は、請負代金額の 10 分の 3 に相当する額とする。

オ 下請代金の支払状況等

請負者は、下請業者がある場合は、下請代金の支払状況等について阿波市へ報告し、阿波市が当該内容について事情聴取を行う場合は、協力しなければならない。

(5) 他の入札における落札の制限

調査基準価格を下回る額で契約を締結した落札者は、本工事の工期中に公告された他の総合評価落札方式による一般競争入札において、調査基準価格未満の入札を行った場合に失格となる。

4 入札手続における担当部課

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市役所 企画総務部 契約管財課 契約・検査担当

電話:0883-36-8704

5 入札参加申請等

(1) 入札参加申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、次の入札参加申請書等を作成し、次の提出期限までに「4 入札手続における担当部課」に提出するものとする。ただし、当該期限までに提出がない場合は、入札参加の意思がないものとみなし辞退とするが、電子入札システムによる辞退届の提出は必要とする(提出がない場合は未着とする。)。

ア 入札参加申請書等

- ・入札参加申請書(様式 1)
- ・請負契約実績(様式 2)
- ・優良工事表彰の実績(様式 3)
- ・配置予定技術者の資格及び施工経験(様式 4)
- ・調査辞退届(様式 5)(辞退する場合のみ必要)

※1:「2 総合評価落札方式に関する事項」の「(3) 評価項目等」の「ア 企業」、「イ 配置予定技術者」及び「ウ 地域精通度」の評価基準において「上記以外」となる場合でも提出を必要とする。

※2: 上記入札参加申請書等に不備があった場合又は入札参加申請書等を提出期限までに提出しないまま入札した場合は、入札がなされていても無効とする。

イ 提出期限

令和 8 年 10 月 19 日(月)午後 5 時

ウ 提出方法

持参又はメールとする。メールで提出する場合は、次のとおりとする。

(ア) 提出用メールアドレスの登録

- a 阿波市へのアドレス登録が完了していない場合又は完了しているが変更する場合は、「入札参加申請書等の提出に係るメールアドレスの登録について」の様式に必要事項を記入し、次の送付先に送付すること。

- b 送付先 阿波市 企画総務部 契約管財課
アドレス: keiyakukanzai@awa.i-tokushima.jp

(イ) 入札参加申請書等の提出

- a 送付先 阿波市 企画総務部 契約管財課
アドレス: keiyakukanzai@awa.i-tokushima.jp

b メール記入内容等

5、(1)、ア記載の書類を添付し、「工事名」・「調査辞退の有無」・「商号又は名称」・「担当者氏名」・「連絡先」を記入すること。

記載例

宛 先	keiyakukanzai@awa.i-tokushima.jp
件 名	●工事に係る入札参加申請書等の提出について
本 文	阿波市 企画総務部 契約管財課 契約・検査担当 宛 標記書類を提出いたします。 低入札価格調査の辞退: 辞退する。(辞退しない。) 商号又は名称: ■■建設 株式会社 担当者氏名: ▲▲ ▲▲ 連絡先: ★★-★★-★★★
添付ファイル	【様式 1】入札参加申請書 【様式 2】請負契約実績 【様式 3】優良工事表彰の実績 【様式 4】配置予定技術者の資格・施工経験 【様式 5】調査辞退届 辞退しない場合は、 辞退届添付不要

- c 登録アドレス以外のアドレスにて提出した場合は、受付されないため注意すること。
- d メール受信後、審査を行い、審査結果を登録アドレスへメールにて送付する。入札参加申請書等の提出期限を過ぎても、審査結果が送付されない場合は、阿波市 企画総務部 契約管財課へ電話にて確認すること。
阿波市 企画総務部 契約管財課 電話: 0883-36-8704
- e 調査辞退届の送付がない場合は、調査は辞退しないものと判断するため、注意すること。

(2) 質問

本工事に対する質問がある場合は、「質問事項(様式 6)」により作成し入札関係資料の閲覧開始日から令和 8 年 10 月 9 日(金)午後 5 時までに 阿波市 企画総務部 契約管財課 までメールで提出すること。

アドレス: keiyakukanzai@awa.i-tokushima.jp

なお、質疑に対する回答は、ホームページ入札・契約情報にて令和 8 年 10 月 15 日(木)を予定している。

(3) 落札候補者決定後における証明書類等の提出

落札候補者となった者は、次の証明書類等を阿波市が定める期日までに提出すること。

ア 企業の施工実績

・工事の請負契約実績が証明できる書類

イ 配置予定技術者の施工経験等

- ・配置予定技術者の保有資格が証明できる書類
- ・施工経験が証明できる書類
- ・企業との雇用関係が証明できる書類

ウ 配置予定技術者の住所

- ・配置予定技術者の住所が証明できる書類

(4) その他

- ア 入札参加申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された入札参加申請書等は、返却しない。
- ウ 提出期限以降における入札参加申請書等の差替え及び再提出は認めない。

【参 考】

評価値の算出方法について

(例) 自社の得点が 23.5 点で、入札価格が 22,356,000 円であった場合

・加算点 $= (A \div B) \times \text{加算点の最大値}(10 \text{ 点})$

A: 入札参加者の「(3) 評価項目等」に基づき加算した得点の合計

B: 評価項目毎に定められた最大得点の合計(40 点)

なお、加算点は小数第 1 位まで有効(2 位四捨五入)とする。

$$\frac{23.5}{40.0} \times 10 = 5.875 \Rightarrow 5.9(\text{加算点})$$

・評価値 $= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$

なお、評価値の計算においては、入札価格の単位は百万円とし、評価値は、小数第 4 位まで有効(5 位切り捨て)とする。

$$\frac{(100 + 5.9)}{22.356000} = 4.73698336 \text{ 017} \Rightarrow 4.7369(\text{評価値})$$